

晩唐「劉遵礼墓誌」「劉中礼墓誌」における邵建初

— 鐫刻における記名刻者の関わり —

Shao Jianchu on *Epitaph for Liu Zunli and Epitaph for Liu Zhongli in Late Tang* : Named Engraver's Involvement in Engraving Inscription

澤田雅弘

SAWADA Masahiro

はじめに

劉遵礼墓誌と劉中礼墓誌の書者はともに崔筠で、しかも誌石中に当該墓誌の鐫刻者として明記される刻者（本稿では、これを記名刻者と呼ぶ）も同じ邵建初である。本稿では、まず誌石に「鐫玉冊官邵建初刻」と刻入される劉遵礼墓誌の鐫刻実態を明らかにし、ついでその刻調を前稿^{〔1〕}で鐫刻実態を明らかにした劉中礼墓誌の刻調と対照することで、晩唐の名工邵建初の両誌の鐫刻における関わり方を考える糸口としたい。

墓主の劉中礼と劉遵礼は、劉公深の第二子と第五子で、ともに宦官である。劉中礼およびその墓誌については前稿を参照願いたい。劉遵礼は、字は魯卿、咸通九年（八六八）六月十四日、私第に病没

し、同年十一月八日に葬られた。享年五十三である。劉遵礼墓誌は、黄本驥（一七八一～一八五六）『隋唐石刻拾遺』によれば清の乾隆間に出土し、現在は西安碑林博物館に蔵される。誌蓋には「唐故彭／城劉公／墓誌銘」を篆書で三行、行三字に題する。誌文は四〇行、満行四〇字。縦九〇×横九二^{〔2〕}cm。首題は二行で「唐故内莊宅使銀青光祿大夫行内侍省内侍員外置同正員上柱国彭城県開国子食邑五百戸賜紫／金魚袋贈左監門衛大將軍劉公墓誌銘并序」、その次行に撰者劉瞻とその銜名を「翰林承旨学士将仕郎守尚書戸部侍郎知制誥賜紫金魚袋劉瞻撰」と入れる。劉瞻は『旧唐書』『新唐書』にも本伝がある宰相で、趙紹祖（一七五二～一八三三）はその『金石文鈔』卷八及び『古墨齋金石跋』卷六に、宰相の名望をもってして宦官のために墓誌を書き、銘に「九原与に帰せん」とまでいうのは「亦た

過ぎずや」と批判する。

書者の崔筠は、誌石末尾に「中散大夫前左金吾衛長史兼監察御史崔筠書并篆蓋」と記すが、五年後の劉中礼墓誌の銜名には「銀青光祿大夫儉拔國子祭酒前青州司馬兼侍御史上柱國崔筠書」と記している。ただ、崔筠は史籍に名が見えない⁽³⁾。

一 劉遵礼墓誌中に混在する刻調と分布

結論からいえば、劉遵礼墓誌の鐫刻を担った者は記名刻者の邵建初一人ではなく、後述するとおり複数の刻者が分担したものである。その分担刻者たちが刻出する書風すなわち刻調はまちまちであるが、その間にはまた類似するところもある。それら諸刻調の境界（すなわち分担者間の境界）は、劉中礼墓誌同様に明瞭であるところもあれば、容易に見極めできないところもある。したがって正確な分担刻者数を提示できない。なお、奏刀技術が未熟なものも一部に混在する。

この刻調混在の状態を示すために、まず諸刻調のうち主要なものを図1に提示する。図1は、各刻調の特色が顕著に表れている箇所を複数の行から抽出したものである。図1の各刻調の下段に列挙した数字は当該文字が見える行数である。

図1に列挙したとおり、混在する諸刻調のうち比較的特徴が顕著

なものにア、キの七種がある。この七種以外にも刻調が異なるように思われる数種があるが、この七種のいずれかに類似するもので、別の刻者の奏刀であるか否かが判然でない。また、図1のクには、該誌中の刻調のなかでは比較的未熟な刻、あるいは一字中に未熟が混在するもの（すなわち、技能が未熟なものを含め、一字を複数人で刻した複合刻。）を掲げた。以下にア、キの七種の刻調について若干の説明を加えたい。

〈ア〉劉遵礼墓誌中、もともと奏刀が巧妙で安定感が高く、刻出する筆画は勁拔である。

〈イ〉奏刀技能に安定感があるのはアに等しいが、アに比べて刻出する線条は痩せている。

〈ウ〉やや晋唐小楷を彷彿させる筆鋒の抑揚があり、アイのように欧法を基調としない。

〈エ〉七種のうちもともと腴肉があり骨力に乏しく、結構も緩みがちで、奏刀技能は高くない。

〈オ〉勁拔の線条を刻出してAに近似するが、安定感においてはAに譲るところがある。

〈カ〉オ同等の勁拔さがあるが、奏刀がやや粗野で刀意が勝ち筆勢を損なうきらいがある。

〈キ〉カ同様にアオに類する勁拔さがあるが、奏刀がやや粗野で、

ウ ◎	イ ●	ア ○
<p>私第享年五十田氏四德歲臻 擇九年改充海庫使咸通元轉 機宜與能疇勞非利刁寧愨劇</p>	<p>重則並已以孝可作後游九原 衛上將軍開府授登仕郎承務 五百長史書代奇林運陴當年</p>	<p>儀同三司楊國重位要權爭用 初隆漢教興更諱英皇任游擊 銀青光祿大夫監門衛大將軍</p>
17・19・20・22・28・32	1・4・5・6・11・34・36	1・2・4・5・7・10

【図1-1】劉遵礼墓誌に混在する主な刻調

力 ■

才 ◇

工 □

<p>使共綏武伏波年授主洽光祿 大夫嗚呼無及湯劑施莫逢西 八月五六姐共仰婦肥國華今</p>	<p>逸是繫履踐之庭令雲螭朱紫 盈局丞又義鄉與歸瞻叨職廷 積德之孫大勳期而爽裕後昆</p>	<p>國子食邑五百選邊防經制才 翻矢武衛戎裝遽歎東流之逝 戎務則訓齊全時少比倫並以</p>
---	---	---

21 · 24 · 25 · 26 · 27 · 28 ·
29 · 33 · 35

22 · 23 · 31 · 34 · 36 · 37 ·
38 · 39

15 · 16 · 18 · 28 · 30 · 31

ク ×	キ ◆
10・18・21・26・ 29・35・40	11・12・13・14・15

【図1-2】劉遵礼墓誌に混在する主な刻調

ときに鋒芒が目障るきらいがある。

〈ク〉 該誌中の刻調のなかでは比較的未熟な様々な刻を掲げた。

「年方名用雅聞開以」の各字はおそらく他者との複合刻で、「年」

の縦画と上から二本目の横画、「方」の横画以外、「名」の口部第

一画、「用」の右縦画、「雅」の佳の両縦画と最下の横画、「聞」

の「耳」部、「開」の末画、「府」の付部の縦画、「以」の第一画

の小縦画が劣者の刻であろう。また「文兆既」の三字は最も劣り、

次いで「兢謹」「金吾」「御史」「愷」等が劣る。これらを総合す

れば、未熟の程度が異なる数名が関与しているとみられる。

いま、図1に掲げた各字の誌中における位置を掲示すれば、図2のとおりである。

該誌における各刻調の分布は厳密に明示しがたい。刻調間の境界

(すなわち分担範囲の境界) が明白なところもある一方で、境界が不

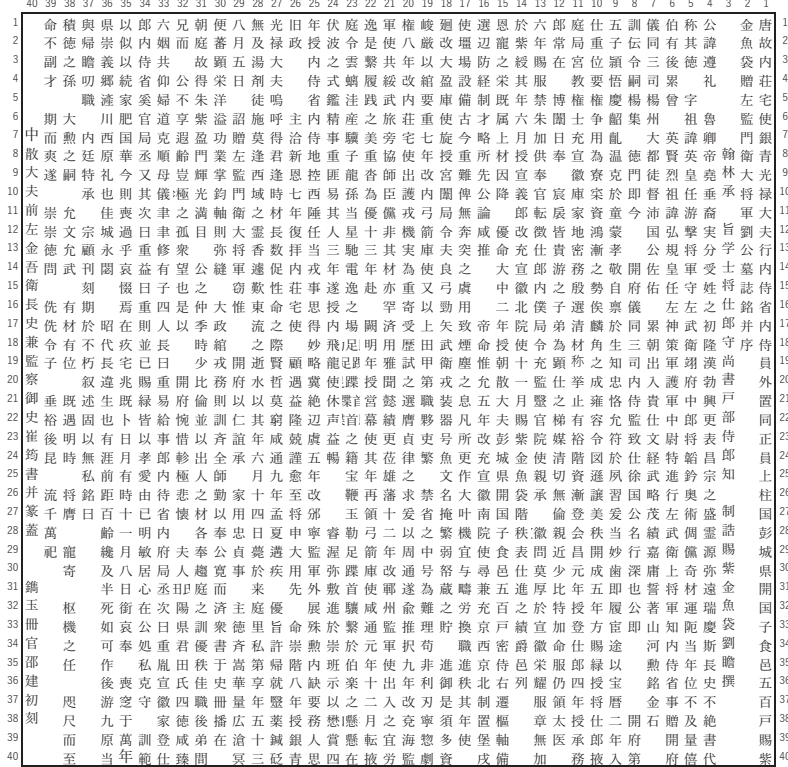
明確な箇所も多く、いまは慎重を期し、図1に掲示した各字に限っ

て図2に掲示することにした。図2に示す各種符号の通り、〈ア○〉

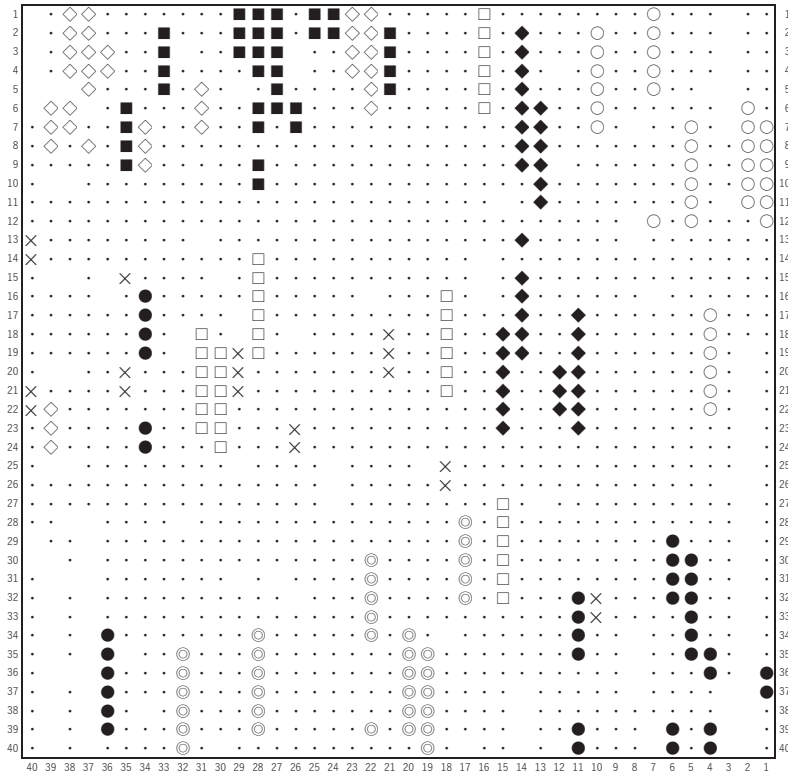
は右上隅を占め、〈イ●〉の多くは右下隅を占めるが、末尾寄りの

中央と下辺付近にも認められる。(ウ◎)は中央部から後半にかけての下半に、(エ□)は中央上辺から下部、またやや後半中央部にかけて分布する。(オ◇)は左上隅に多いが、下半にも分散する。

【図2】図1所載刻調の分布



(カ■)は後半の上辺付近の狭い範囲に認められ、(キ◆)は前半部の上半の狭い範囲に認められる。なお(ク×)は比較的後半に多いが、その分布は疎らである。



二 劉遵礼墓誌中の刻調と劉中礼墓誌中の刻調

上述したとおり、劉中礼・劉遵礼両誌の書者は崔筠で、しかも誌石中に明記される刻者も同じ邵建初である。鐫刻の実態がほとんど解明されていない現状にあって、誌中に明記される筆者・刻者がともに同一人で、しかも刻者が名家であるこの両誌は、鐫刻の実態を考察する上で、好条件がそろった稀な資料といえる。ただ惜しまれるのは、両誌は同時の刻ではなく、咸通九年（八六八）十一月の劉遵礼墓誌から咸通十四年十月の劉中礼墓誌までの間に、五年のブランクがあることである。

劉中礼墓誌にも諸刻調が混在する。その詳細は旧稿を参照願って、いまその概要に留めれば、次のとおりである。混在する刻調は一字だけを刻したものを含めると五十四種にのぼるが、一定の範囲にわたる主な刻調は十九種で、その刻調はおおむね、柳公権書法（柳法）の要素があるⅠ類、歐陽詢書法（欧法）の要素があるⅡ類、欧法と虞世南書法（虞法）との混成要素があるⅢ類、他者と異なる風貌を有するⅣ類の四種に区分できる。ただし、最も多数を占めるのはⅠ類で、十九種中の十二種が属する。康有為『広芸舟双楫』卑唐に「崔筠の劉遵礼志は方勁にして亦た柳派を開く者。」と評するのはこの多数派の刻調が目につくからであろう。

ちなみにⅡ類は四種、Ⅲ類は三種、Ⅳ類は一種である。また、奏刀技術から見れば、比較的練達である上位十二種中にはⅠ類七種、Ⅱ類三種、Ⅲ類一種、Ⅳ類一種を数えることができる。

両誌それぞれに混在する刻調を大局的にみると、劉中礼墓誌では多数を占める柳法的要素が、五年先行する劉遵礼墓誌には小範囲を分担するオカにもっとも認められるが、その他には柳法の要素が希薄である。一方、劉中礼墓誌では少数派であった欧法的要素を有する刻調は、劉遵礼墓誌ではイにもっとも顕著であるほかアにも多分に認められ、質量的に柳法に偏った劉中礼墓誌の状況とはやや異なる。この相違は書者崔筠における五年間の経年変化の反映であるのかもしれないが、分担刻者の入れ替わり、あるいは同一刻者における経年変化を反映しているのかもしれない。







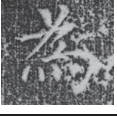












さて、劉遵礼墓誌と劉中礼墓誌にそれぞれ混在する刻調を対比すると、類似するものが三組ある。その様子は図3の $X_1 \sim Z_1$ のとおりである。 $X_1 \sim Z_1$ は、旧稿で図4（混在する諸刻調）に掲げた劉中礼墓誌中のC・I・J各図中の全十二字と、本稿に掲げた図1（劉遵礼墓誌中の諸刻調）のA・イ・ウ三者中の一行目の各十二字を機械的に対照したものである。この $X_1 \sim Z_1$ の各組は、それぞれの刻調が顕著な箇所を抜粋したものでありながら、各組ともに類似することが看取できる。すなわち、 X_1 のCとAは、ともに筆の抑

Z ₁		Y ₁		X ₁	
劉遵礼 ウ ◎	劉中礼 I	劉遵礼 イ ●	劉中礼 J	劉遵礼 ア ○	劉中礼 C
機宜與能壽勞 非利刁寧惣劇	命服之憂斯西 餘勞問神妙彫	五百長史書代 奇林運阨當年	供奉授惣五坊 使多徇盜是大	銀青光祿大夫 監門衛大將軍	上柱國衛上將 故取逾廉以遠

【図3】劉中礼墓誌・劉遵礼墓誌中の類似刻法

揚を抑制した沈着で適勁の筆画を表現し、基盤に欧法の要素を窺うことができる。またY₁のJとイは、X₁組同様に基盤に欧法をう

かがわせるが、X₁組に比べて刻出する筆画が瘦せて勁抜ではあるが豊かさに不足するきらいがある。Z₁のIとウは、X₁・Y₁の二

Z ₂			Y ₂			X ₂								
劉遵礼ウ		劉中礼 I	劉遵礼 イ		劉中礼 J	劉遵礼 ア		劉中礼 C						
23			12	*	11			27	*	7			11	*
17			17	*	1			27	*	2			31	*
13			17	*	32			28	*	1			39	*
19			19	*	12			29	*	2			42	*
21			17		4			27	*	1			42	*
17			15		6			40		9			43	*
22			10		6			40		1			42	
22			19		4			42		2			31	
28			15		34			28		2			31	
32			8		4			43		1			31	

【図4】劉中礼墓誌・劉遵礼墓誌中の類似刻法
同字あるいは共有部位による比較
(算用数字は当該字所見の行数)

組とは異なって、晋唐小楷を彷彿させ、欧法とは無縁であるように観察できる。

そこで、この図3の三組について、同字（同字がない場合は共有する部位を有する文字）での比較を行ったのが、図4の $X_2 \sim Z_2$ の各図である。また同字の選出の際には、旧稿の図4（混在する諸刻調）C・I・J各図と、本稿に掲げた図1（劉遵礼墓誌中の諸刻調）のA・イ・ウ各図に掲げた文字（左あるいは右の行数欄に*を附した）を優先して再掲示し、不足を図1に不掲載の同文字で補った。再掲示の文字には脇に添えた当該字が見える行数に*を附しておいた。組によっては同字の数に余剰のあるものもあるが、多くは同字の数に限りがあるため、同字数が最少である組にしたがって、それぞれ十字に限ることとした。

図4の $X_2 \sim Z_2$ 各組の刻調の特徴については、改めて繰り返さないが、同字で比較した各図を大局的に見ると、図3 $X_1 \sim Z_1$ で述べた内容と大差はない。しかし、仔細に観察すると、 X_2 の両刻調では、練達の点で劉中礼墓誌Cの方が劉遵礼墓誌Aよりも優っていることが指摘できる。またC・Aともに文字によっては向勢の結構をとるなど、部分的に欧法が薄れるものがある。これは顔法出現後の欧法系統における晚唐書の実相を反映しているのかもしれない。 Y_2 の両刻調には練達度に顕著な差はないが、劉中礼墓誌Jでは抑

制されていた筆鋒の抑揚が劉遵礼墓誌イには認められ、その分、欧法の修得度においては劉中礼墓誌Cに遜るところがある。また、 Z_2 の両刻調では、ウの「問」やIの「元」のようにやや異質に映るものも含まれる。これは稿者の刻法分布ラインの弁別上の精度に関わるかもしれないが、その誤差を差し引いても Z_2 組は前二者と基盤が異なることになりがなく、加えていえば、虞法あるいは晋唐小楷的要素の濃度においては、劉中礼墓誌Iが劉遵礼墓誌ウに勝っている。

このように刻法が類似する三組においては、いずれも技法の精度において、劉中礼墓誌が劉遵礼墓誌に勝っている。これは劉中礼墓誌が劉遵礼墓誌の五年後の刻であることの単純な経年変化であるのか、あるいは同類の刻法を祖述する刻者間での人員入れ替えがあったからであるのか、分からない。

三 邵建初の関わりについて

劉中礼墓誌に「玉冊官邵建初刻」、劉遵礼墓誌に「鐫玉冊官邵建初刻」と刻する邵建初はそれぞれの墓誌の鐫刻にどのように関わったのか。鐫刻の一部を分担したとすれば、その箇所はどこで、その刻調はどのようであったのか。また、かりに邵建初が鐫刻を分担しなかつたとすれば、邵建初は何の役を担ったのか。記名刻者に関する

これらの課題は、石刻全般に拡大しても何ら解明されていない。書者が同手で、しかも記名刻者が名工であるこの両誌は、石刻におけるこれら未解明の課題を解決する糸口を提供している。ここではこの糸口を探ってみよう。

1、記名刻者の数文字は当該刻者の所刻か




まず記名刻者の数文字―すなわち劉中礼墓誌末尾の「玉冊官邵建初刻」七字と劉遵礼墓誌末尾の「鐫玉冊官邵建初刻」八字―が邵建初の所刻であるかどうかの検討をおきたい。図5は邵建和・邵建初の兄弟二人が記名刻者である五石刻の当該箇所を時代順に列挙したものである（倍率を変更して文字の大きさを揃えた）。そのd及びeに对照するとおり、両誌における記名刻者の七字と八字の刻調は同じではない。d劉遵礼墓誌の八字には、比較的一貫性があるが、それでも「冊」の二本の長横画の上の一本は縦画を挟んでいったん切断した後の接続が拙く、「鐫」の下半の両縦画、「邵」の末画の縦画、「官」の第四画の縦画、「刻」末画の縦画はいずれも末端になるにしたがつて痩せ細って生硬である。これらの未熟さは図1のaウにはない。e劉中礼墓誌の場合は、「冊官」二字の奏刀がことに拙く、「玉」も最下の横画だけが（筆画の誤認があるかもしれないが）拙い。このような状態から類推すれば、一字の部分を未熟が刻することも含めて、各誌とも一人の鐫刻とみるには無理がある。したが

って、各誌末尾の記名刻者の数文字は、邵建初の奏刀技量に関わらず、その所刻とは見なしがたい。

なお図5のa～cは、いずれも柳公権の書に係る三石刻である。aの六字は旧稿「柳公権「金剛般若波羅蜜経」の鐫刻実態」の図1に掲げた金剛般若波羅蜜経本文の主な刻調七種と著しく異なるが、この八字が邵建和の自刻とすることはできない。なぜなら、仮に書面における署名に似た意識が記名刻者本人に働いたとした場合、同じ書者である三種の「邵建和」の刻調が相互に著しく乖離し、また「強演・邵建和刻」と並記される刻者強演の関与を遮ることになるからである。このように記名刻者の数文字を、当該刻者自身の所刻とする理由は見つからない。

2、記名刻者邵建初の所刻はどれか

邵建初が名工の誉れに反して鐫刻技術が未熟である場合、あるいは熟達者であったとしても奏刀した字数が僅か数文字程度である場合は、その刻調を特定することは至難である。よって、ここでは邵建初が名工の誉れに背かない奏刀の熟達者であると仮定して考えた。奏刀の熟達者である場合、技能習得途上の未熟者とは異なって、両誌間の五年のブランクに、刻調が大幅に変わるということは、一般的には考え難いように思われる。その想定に従えば、邵建初は劉遵礼墓誌及び劉中礼墓誌のそれぞれ一部を刻していたとすると、邵

e	d	c	b	a
劉中礼墓誌 (咸通14年 873)	劉遵礼墓誌 (咸通9年 868)	玄秘塔碑 (会昌元年 841)	迴元觀鐘樓銘 (開成元年 836)	金剛般若波羅蜜經 (長慶4年 827)
書者：崔鉞		書者：柳公權		
				
				

【図5】記名刻者として見える邵建初・邵建初

建初の所刻は、両誌に混在する諸刻調のなかで同手の可能性が残る刻調、換言すれば両誌間に認められる類似性が高い図3・4所掲の三組の刻調XYZのうちのどれかである可能性が高い。

そこでまずこの三組について、それぞれの鐫刻分担箇所を振り返ると、左のとおりで、

X（C）の主たる分担箇所は墓誌左下隅。他に中央部上辺の一部

の一部など。（ア）の分担箇所はもっぱら墓誌右上隅。

Y（J）の主たる分担箇所は中央部下寄り
の一部と左上隅の一部。（イ）の主たる分担箇所は右下隅と末尾寄りの中央と下辺付近の各一部。

Z（I）の主たる分担箇所は前半中央部と後半の一部。（ウ）の主たる分担箇所は中央部から後半にかけての下半。

も現れるであろう刻調の変化が少ないのは、XとYの二組で、分担範囲が比較的狭い組み合わせはYであることには、留意する必要があるかもしれない。

以上の観察にしたがえば、記名刻者邵建初が鐫刻を分担したとすれば、その所刻である可能性が高いのはXとYのいずれかとみるのが穏当である。そのいずれの組も、刻調は基本的に欧法の要素を継

承しているものである。もちろん、刻調には書者である崔筠の書法が大きく作用していると思われるが、崔筠の書法が刻調を決める絶対要素でないことは、各誌に各様の刻調が混在することからも自明である。ただ、XとYが欧法に傾いていることの二因には、崔筠の書法が関わっている可能性がなくてはならない。その意味で、崔筠の書風を伝える文献の検出と書跡の出現が望まれる。

おわりに

本稿で明かになった事項は以下のとおりである。

一 末尾に「鐫玉冊官邵建初刻」と明記するものの、劉遵礼墓誌の鐫刻の実態は複数の刻者が分担したものであり、決して邵建和一人の刻ではない。また、劉遵礼墓誌の鐫刻を分担した複数の刻者の刻調も一類ではなく、鐫刻技術の水準も一定でない。そもそも記名刻者だけが当該石刻の刻者でないこと、また鐫刻に関わった者の刻調と水準も一定でないこと、その中には一二字程度を刻する未熟者もいることなどは、劉中礼墓誌においても同様であるし、旧稿で明らかにしてきた常長寿・范素の道因法師碑、邵建和の廻元観鐘樓銘、強演・邵建和の金剛般若波羅蜜經にあっても同様であり、当時において普遍的に認められる鐫刻の実態といつてよいと思われる。

二 劉遵礼墓誌とその五年後の劉中礼墓誌中に混在する諸刻調の

中には、五年のブランクを挟んでなお類似する刻調が三組ある。それらはいずれも奏刀技術が優れる類に属している。かりに両誌の記名刻者である邵建初が鐫刻を一定字数分担して、しかも邵建初が名工の誉に背かない奏刀技能を有していると仮定すると、その所刻はこの三組、就中、両誌間の刻調の落差が比較的少ないXあるいはYのいずれかである可能性が高い。そして、このXYの二組の刻調は、柳法的要素が認められる刻調が混在するなかで、柳法的要素が希薄な類に属し、それは多分に邵建初の刻調の基盤が欧法系統にあった結果とみられる。

本稿では、これまでまったく解明されていない記名刻者の当該石刻における関わり方を考えるうえで、好条件を備えた劉遵礼墓誌・劉中礼墓誌について、その糸口を得ようと考察してきたが、所期の目的を十分に達成するにはいたらなかった。この両誌同様の好条件を具える新史料の出土が待たれるところである。また、記名刻者の邵建和が鐫刻に関わらなかったと仮定した場合は、邵建和の役目は何であったのが問われなければならない。また、鐫刻を分担したにせよしなかったにせよ、問われなければならないのが、記名刻者と鐫刻者チームの関係である。記名刻者は当該石刻鐫刻のプロデューサーであるのか、鐫刻一派の長であるのか等々、課題はなお山積する。

本稿で用いた劉遵礼墓誌の拓は、成田山書道美術館所蔵のまくりで、その撮影には同館学芸員 田村彩華さんのお力をいただいた。記して感謝申し上げます。

(二〇二〇・一一・三)

注

- (1) 邵建初刻「劉中礼墓誌」の鐫刻実態(『大東書道研究 第二七号』二〇二〇年)
- (2) 寸法は徐自強主編『北京図書館蔵墓誌拓片目録』(中華書局、一九九〇)、北京大学図書館金石組等編『北京大学図書館蔵歴代墓誌拓片目録』(上海古籍出版社、二〇一三)による。
- (3) 『新唐書』卷七二下宰相世系表二下の博陵安平崔氏に「筠、蘇州司功參軍」とあるのが当該者か否か不明。